

平成29年度森林組合監査士試験案内

1. 森林組合監査士

森林組合監査士とは、森林組合法第102条第3項の規定により森林組合連合会が行う会員の監査事業に従事する資格を有する者であり、その資格を得るには、同法施行規則第107条第1項の規定に基づき全国森林組合連合会（以下「本会」という。）が行う森林組合監査士試験（以下「試験」という。）に合格しなければならない。

2. 試験

試験は、森林組合監査士となるのに必要な学識及び経験並びにその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として行われ、試験課目、受験資格、試験方法その他試験に必要な事項は、森林組合監査士試験規程（以下「試験規程」という。）の定めるところによる。

3. 試験委員会

試験委員会は、試験規程第9条の規定に基づき設置され、試験の運営について本会会長の諮問に応ずるとともに、試験問題の作成及び採点をする委員の選任並びに受験者につき合格又は不合格を決定する。平成29年度の試験委員会委員は、以下のとおり。

| 氏名 | 所属・役職名 |
|--------|--|
| 荒川 美作保 | 中小企業診断士 |
| 伊藤 慎也 | シグマ麹町法律事務所 弁護士 |
| 高垣 建志 | 農林中央金庫 食農法人営業本部営業第五部 森林担当部長 |
| 都築 伸行 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 林業システム研究室 主任研究員 |
| 中川 雄一郎 | 明治大学大学院 政治経済学部 名誉教授 |
| 楡井 宏志 | 公認会計士 |
| 晴山 康夫 | 税理士 |
| 牟禮 恵美子 | 青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 准教授 |

4. 試験の実施

試験は、次の要領で行う。実施については、平成29年9月29日(金)に公告する。

(1) 試験日及び場所

- i. 試験日 平成29年12月5日(火)及び12月6日(水)
- ii. 試験会場 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル6階第3会議室

(2) 試験時間割

| 月 日 | 課 目 | 時 間 |
|--------------|------------|---------------|
| 12月5日 (火) | 会 計 学 | 10:00 ~ 11:30 |
| | 監 査 理 論 | 12:30 ~ 13:30 |
| | 森林組合の監査の実務 | 14:00 ~ 15:00 |
| | 法 規 | 15:30 ~ 17:00 |
| 12月6日 (水) | 協 同 組 合 論 | 10:00 ~ 11:00 |
| | 森 林 組 合 論 | 11:30 ~ 12:30 |
| | 簿 記 | 13:30 ~ 15:00 |

5. 合格基準等

(1) 合格基準

合格基準は、試験規程第4条に規定するとおりである。

【森林組合監査士試験規程】

第4条 試験は、各課目とも100点を持って満点とする。

② 合格基準は総点数300点以上で、かつ全課目につきそれぞれ40点以上とする。

③ 前項の合格基準に達しなかった者で、60点以上を得た課目がある者については、会長より試験の結果を受験者に通知するものとし、その後引き続いて行われる2回の試験に限り、その申請により60点以上得た当該課目の試験を免除する。

④ 前項の規程により免除を受けた者が、その免除を受けた課目以外の課目について、その後引き続いて行われる2回の試験において60点以上を得たときは、第2項の合格基準に達したものとする。

(2) 課目の得点

i. 課目「監査」の得点は、内訳課目「監査理論」及び「森林組合の監査の実務」の各得点の合計の平均点とする。

ii. 課目「森林組合論」の得点は、内訳課目「協同組合論」及び「森林組合論」の各得点の合計の平均点とする。

(3) 得点事例

| 事例 | 監 査 | | | 会計学 | 簿記 | 法規 | 森 林 組 合 論 | | | 総得点 | 合否 |
|----|------|------|------|-----|----|----|-----------|-------|------|-------|----|
| | 監査理論 | 監査実務 | 平均 | | | | 森林組合論 | 協同組合論 | 平均 | | |
| 1 | 60 | 70 | 65.0 | 70 | 50 | 65 | 55 | 50 | 52.5 | 302.5 | ○ |
| 2 | 50 | 60 | 55.0 | 65 | 60 | 85 | 65 | 15 | 40.0 | 305.0 | ○ |
| 3 | 45 | 75 | 60.0 | 65 | 60 | 50 | 35 | 80 | 57.5 | 292.5 | × |
| 4 | 60 | 15 | 37.5 | 55 | 80 | 90 | 60 | 55 | 57.5 | 320.0 | × |
| 5 | 70 | 80 | 75.0 | 75 | 20 | 60 | 75 | 65 | 70.0 | 300.0 | × |

※太字は不合格の原因となった箇所。二重枠は課目合格の箇所。

- i. 総得点300点以上で、かつ40点未満の課目の無い事例1及び事例2は合格。
- ii. 事例2の「協同組合論」の得点は40点未満だが、「森林組合論」の得点との合計の平均点40点が課目としての得点となるため、合格基準を満たしている。
- iii. 事例4及び事例5はともに総得点300点以上だが、40点未満の課目があるため、不合格となっている。総得点が高くとも、事例4の方が課目合格が少なくなっている。
- iv. 課目合格は2年間有効。よって、その後の2回の試験で不合格課目で60点以上得点しなければ、全課目失格となる。

(4) 受験にあたっての留意事項

- i. 論文は、専門用語（テクニカル・ターム）を用いて理論的かつ簡潔明瞭に記述する。
- ii. 字数制限があればそれを守ること。
- iii. 誤字・脱字は減点対象となるので正確な記述に努めること。
- iv. 「会計学」および「簿記」の試験課目では、電卓を持ち込んで使用することができる。
- v. 計算機能を有する時計（スマートウォッチ等）の持ち込みは不可とする。
- vi. 「法規」の試験課目では、森林組合関係法令通知集(平成29年度改訂版)を事務局から受験生に貸与する。
- vii. 試験時間中は、携帯電話およびスマートフォンの電源を切り、鞆に収納する等机の上に置かないようにすること。
- viii. 試験は開始後30分を経過するまでは、受験者の退場を認めない。
- ix. 試験は開始後30分を経過した後は、遅刻した受験者の入場を認めない。
- x. 講習会後は、復習と要点整理を行い、計画的に学習に努めることが重要である。

6. 受験課目

受験すべき課目は、1回の試験ごとに全課目（課目免除を受けた課目以外の全課目）でなければならないものとする。

7. 受験願書の作成と提出

- (1) 受験手続については、試験規程第7条による。受験願書は、本会ホームページの「全森連からのお知らせ」からダウンロードし、必要事項を記入すること。
- (2) 願書の記載に不備があるものは受理しないことがあるため、注意して記入すること。
- (3) 森林組合の受験者は、受験願書等を最寄の森林組合連合会（以下「県森連」という。）に提出するものとし、県森連の受験者と併せて、県森連がとりまとめの上、本会へ提出すること。※大阪府森林組合の受験者および森林組合以外の受験者は本会へ提出する。
- (4) 受験願書の受付開始日は平成29年10月17日(火)とする。

受付締切日は平成29年11月17日(金)とし、同日までに本会に到着したものに限る。

8. 願書等記入要領

(1) 提出すべき書類

受験願書、履歴書、試験課目免除申請書、証明写真2枚。

パソコン等により入力するか、黒のボールペンを用いて楷書で丁寧に記入すること。

(2) 個々の書類の記入について

i. 受験願書

年月日、氏名、所属団体を記入する。捺印を忘れないこと。

ii. 履歴書

①氏名・性別・生年月日・郵便番号・現住所・電話番号・所属団体・所属団体住所等、漏れなく記入すること。

②学歴欄には、最終学歴について卒業または修了と記入する。

③職歴欄には、これまでの職歴をできるだけ詳細に記入すること。

④写真欄には、証明写真（縦4cm×横3cm、単身、無帽）を枠に合わせて貼付すること。

履歴書に貼付した証明写真は、本会が交付する受験票に貼付するため同じものを同封すること。

iii. 試験課目免除申請書

前回または前々回の試験において課目合格したもののうち、今回の試験の免除を受けようとする課目を記入すること。（免除申請を行わない場合は記入しないこと。）

9. 受験票の交付

本会が受験願書等を受理したときは、受験者へ受験票を交付する。受験の際には、受験票を必ず携帯すること。

10. 合格者の発表・通知

(1) 発表日

平成30年1月19日(金)

(2) 発表方法

合格者の受験番号および試験結果の概要について、本会掲示板に掲示するとともに、本会のホームページ上において発表する。

(3) 通知方法

i. 受験者本人

可否通知票（得点ランクA～Dを記載）を郵送する。合格者へは「合格証書」を後日郵送する。

ii. 都道府県森林組合連合会、大阪府森林組合

当該都道府県の森林組合および県森連の合格者氏名、所属団体名を郵送する。

11. 受験料

- (1) 1名当たり16,200円。課目受験の場合は1課目当たり3,240円。
- (2) 森林組合の受験者は受験料を県森連に振り込むこととし、県森連の受験者と併せて、県森連がとりまとめの上、平成29年11月17日(金)までに下記宛てに振り込むこと。
※大阪府森林組合の受験者および森林組合以外の受験者は本会に振り込む。
- (3) 振込期限までに受験料の振り込みがなければ願書は受理しない。
- (4) 欠席その他理由の如何を問わず、振込済みの受験料は払い戻ししない。
- (5) 振込先：農林中央金庫 本店 普通預金口座4001800 全国森林組合連合会
※上記受験料は、いずれも税込。

12. 個人情報に関する取扱いについて

- (1) 本試験に関する個人情報（受験願書の記入項目及び試験の合否・採点結果）は、試験事務処理に必要なものに限り使用する。
- (2) 受験者本人の個人情報は、必要な期間（受験申込から3年間）保有することとし、その後は破棄する。ただし、合格者については、合格者台帳に記載した合格時の個人情報（氏名・住所・生年月日・所属団体・合格年次）を継続的に管理することとする。
- (3) 受験者本人の個人情報に関する照会や訂正、追加等については、受験者本人から別途連絡を受けることにより合理的な期間および範囲で対応する。

13. 試験に関する問い合わせ先

全国森林組合連合会 監査部

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル8階

TEL：03-3294-9714 FAX：03-3293-4726 MAIL：kansa01@zenmori.org